

# コンテスト規約

本コンテストに参加するためには、本規約にご同意いただく必要があります。本規約を熟読し、ご同意のうえ、本コンテストにご参加ください。本規約は、本コンテストに参加したすべての参加者に対して効力を有するものとします。

## 第1条(定義)

1. 本規約において次の各用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとします。
  - (1)「本コンテスト」とは、一般社団法人日本風力発電協会(以下「JWPA」という。)が主催する風力発電出力予測コンテストをいいます。
  - (2)「主催者」とは、本コンテストを主催する者をいいます。主催者は、JWPA です。
  - (3)「参加者」とは、本コンテストに予測実施者として参加する方をいいます。
  - (4)「発電事業者」とは、予測対象発電所の発電実績データを開示する者をいいます。
  - (5)「提出物」とは、本コンテストにおいて提出される分析・予測結果並びにレポート等の総称をいいます。
  - (6)「知的財産権」とは、著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます。)、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、その他のノウハウ及び技術情報等の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。)をいいます。

## 第2条(本コンテスト)

1. 本コンテストに参加することを希望する法人は、本規約に同意の上、本コンテストにおいて定められている参加条件を満たしている必要があります。
2. 参加者は、主催者が案内する方法に従い、本コンテストに参加するものとし、本コンテストにおいて定められたルールを遵守する義務があります。
3. 参加者は、本コンテストの開催期間中に本コンテストの問題に対する提出物を提出することができ、主催者に対して問題解決方法の提案を本コンテストの終了時点まで主催者所定の回数行うことができます。

4. 提出物は、本コンテストで定められた評価方法で評価されるものとし、参加者はこれに異議を述べないものとし、参加者は、提出物が数量的に評価できるものについては、原則、自己の評価結果を確認できるものとし、
5. 参加者は、自身の提出物について、その適法性及び非侵害性を含め、一切の責任を負うものとし、
6. 主催者は、本コンテストにおける参加者の行為に対して、一切の報酬その他の金員を支払う義務を有しないものとし、

### 第3条(参加条件)

1. 本コンテストへの参加は、日本に籍を有する法人に限ります。

### 第4条(秘密保持)

1. 参加者は、本コンテストに関して発電事業者から受領する情報、データ及びそれらを用いて得られた知見や生成物等(参加者の提出物を含み、以下「発電事業者提供情報」といいます。)を秘密情報として取り扱い、第三者には開示しないものとし、かつ、本コンテスト及び別途秘密保持契約にて指定した目的以外に使用することができないものとし、ただし、以下の各号に定める情報は、秘密情報には含まれないものとし、
  - (1) 受領の時点において公知となっていた情報
  - (2) 受領の時点において、既に参加者が所有していた情報  
(当該参加者が合理的な手段で証明することができる場合に限り、)
  - (3) 受領の後に、参加者の責めによらず公知となった情報
  - (4) 受領したいかなる情報にもよらずに独自に開発した情報
  - (5) 何ら秘密保持義務を負担することなく開示権限ある第三者から合法的に受領した情報  
(当該参加者が合理的な手段でこれを証明することができる場合に限り、)
2. 参加者は、本コンテストの終了後3か月以内に、発電事業者から受領した情報、データを消去するものとし、
3. 本コンテストにおいて、別途秘密情報に関する取り決めがなされる場合は、当該取り決めの規定が本規約の規定に優先するものとし、
4. 参加者が本条の規定に違反したことにより、第三者と主催者との間で紛争が生じ、その他第三者が主催者に対して何らかの請求を行った場合、当該参加者は主催者が被る一切の損害、損失、費用(弁護士費用を含むがこれに限定されません。)、逸失利益、逸失収入などを補償するものとし、
5. 本条の規定は、本コンテスト終了後5年間有効に存続します。

6. 参加者は、主催者が本コンテストに係る運營業務を委託している SOMPO リスマネジメント株式会社(以下「SOMPO リスマネ社」といいます。)及び東京大学先端科学技術研究センター附属エネルギー国際安全保障機構 飯田誠特任准教授を参加者の提出物の再開示先とすることに、予め承諾するものとします。
7. 参加者は、SOMPO リスマネ社が主催者の定めるコンテスト要領に従い、参加者の提出物を使用して演算を実施し、匿名化かつ統計的に処理した結果を主催者に対して成果物として提出すること、並びに主催者がその成果物の内容を公表することに、予め同意するものとします。
8. 主催者は、参加者の提出物を含む発電事業者提供情報の受け渡しには関与せず、その情報漏洩等に関する責任は一切負わないものとします。

#### 第5条(参加者の禁止行為)

1. 本コンテストにおいて、参加者に対し、次に掲げる行為を禁止します。
  - (1)クラッキングやチート行為、なりすまし等の不正行為
  - (2)データセットに含まれるデータファイルそのものの再配布
  - (3)主催者が関与しない形で行う、自己の利益を図ることを目的とした他の参加者に対する直接連絡、相談、依頼、勧誘等の活動
  - (4)事前の承諾を得ることなく行う、本コンテストを利用した一切の営利活動(勧誘・スカウト行為、教育事業における第三者への利用等を含みますが、これらに限りません。)
  - (5)参加者としての地位又は参加者としての権利義務の移転、担保設定その他の処分(事前に主催者の書面による同意がある場合を除きます。)
  - (6)第三者の知的財産権、その他一切の権利を侵害する行為その他、本規約に違反する行為
2. 参加者が前項に規定する禁止行為を行った、又は行う恐れがあると主催者が認める場合、主催者は、当該参加者に事前に通知することなく、当該参加者の本コンテストにおける失格処分、主催者が提供する全部又は一部のサービスの一時利用停止、損害賠償請求その他主催者が必要と判断した措置をとることがあります。

#### 第6条(反社会的勢力の排除)

1. 主催者及び参加者は、自己及びその役職員が、いずれも以下の者(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明及び保証し、また、将来にわたって反社会的勢力に該当しないことを誓約する。

- (1) 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下本号において同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団の構成員をいう。以下本号において同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。
- (4) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。以下本号において同じ。)
- (5) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)
- (6) 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- (8) 特殊知能暴力集団等(上記(1)から(7)までに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)
- (9) その他上記(1)から(8)までに準ずる者(以下(1)から(8)までに掲げる者を「暴力団員等」という。)
- (10) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者。
- (11) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者。
- (12) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者。
- (13) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者。
- (14) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。

2. 主催者及び参加者は、自己及びその役職員が、自ら又は第三者を利用して以下の行為(以下「反社会的行為」という。)を行っていないことを表明及び保証し、また将来にわたって反社会的行為を行わないことを誓約する。
  - (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて主催者若しくは第三者の信用を毀損し、又は主催者若しくは第三者の業務を妨害する行為。
  - (5) その他上記(1)から(4)までに準ずる行為。
3. 主催者及び参加者は、相手方が前二項に定める表明及び保証又は誓約事項に違反した場合には、何らの催告を要しないで、直ちに本コンテストから参加者を除名、又は参加者自ら脱退することができる。
4. 第3項の規定により、本コンテストから除名又は脱退された場合には、除名又は脱退された者は、除名又は脱退により生じた損害等について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

#### 第7条(本規約の変更)

1. 主催者は、参加者の了承を得ることなく、本規約を随時変更、追加、削除することができます。

以上